

行政評価制度についての Q&A

H24.2月総合政策課

Q1. なぜ行政評価の導入が必要なのですか？

- A1. ・少子高齢化の到来や国際化の進展、環境問題への関心の高まりなど、社会・産業構造全体の変化に伴い、町民のニーズもますます複雑・多様化しており、また、地方分権が進展する中、本町の財政状況は、より一層厳しい状況となっています。
- ・このような状況の中、限られた人員や財源を効果的・効率的に、事業実施効果を検証しながら行政運営を進めていく必要があり、その手段として、本町では平成18年度から導入し、施策や事業についてできるだけ客観的な目標（指標）を設定して、その成果等を評価し、今後の施策や事業の見直し・改善をはじめ、町民の視点にたった行政運営などに役立てています。

Q2. 行政評価の対象は何ですか？

- A2. ・本町の行政評価は、町民に対する行政の説明責任の徹底を図るとともに、効果的かつ効率的な行政の推進と町民の視点に立った成果を重視した行政運営の実現を図るため、下記の①②により実施しています。
- ①事業評価
- 毎年度の予算に計上された事業を基本的な単位として、原則、総合計画を推進する事業を対象に、事業の採否・選択や見直し等に資することを目的として毎年評価を実施しています。（なお、公債費など評価対象外もあります。）
- ※事業評価には、「事前評価」、「途中評価」、「事後評価」があります。
- ②基本事業評価
- 新上五島町総合計画に掲げる107の主要施策を評価単位として、施策の達成状況を確認することにより、総合計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて施策や事業等の改善などに資することを目的として毎年評価を実施しています。

Q3. 事前評価とは？

- A3. ・新たな事業の企画立案の時点で、達成すべき指標（目標）を設定するとともに、事業実施の必要性等を評価することを目的としたものです。

Q4. 途中評価とは？

- A4. ・継続して実施している事業（事業の実施途中）を対象に、事業の進捗状況、目標の達成状況等について検証し、事業の改善・見直しに役立てることを目的としたものです。

Q5. 事後評価とは？

- A5. ・終了事業のうち事業効果の検証が可能となった事業を対象に、事業の目的、目標の達成状況等の検証を行い、今後関連する事業の企画の参考とすることを目的としたものです。

Q6. 基本事業評価とは？

- A6. ・新上五島町総合計画に掲げる施策（107の主要施策）を評価単位として、施策の達成状況を確認することにより、総合計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて施策や事業等の改善などに資することを目的としているものです。（途中評価と事後評価を集約して評価を行う。）

Q7. 対象・対象指標とは？

A7. ・対象は、働きかける対象となる人やもの、補助金の場合は、交付先を記載し、対象指標は、対象の大きさや規模を表す指標を記載します。

〈例 対象：住民、各種団体など、対象指標：人口、会員数など〉

Q8. 事業の概要・目的とは？

A8. ・概要は、事業の対象に対し、具体的にどのような事業を実施するか（手段・活動）記載し、目的は、事業の直接的なねらいは何か、また、どのような状態になれば目的が達成されるのか、事業の意図（目指しているもの）を記載します。

Q9. 活動指標・成果指標とは？

A9. ・評価の「ものさし」として、事業の実施により、「どれだけのことを行うのか（事業内容）」を数値化したものを活動指標として、また、「どういう状態にしたいのかという意図（町民に対してどのような効果をもたらすのか）」を数値化したものを成果指標として設定しているものです。

活動指標……事業で実施する事業活動を示す指標を活動指標として記載します。

〈例1、指標名称：改良延長、指標数値：300m、達成率：指標数値実績値÷目標値〉

〈例2、指標名称：旅行会社誘致活動、指標数値：30回、達成率：指標数値実績値÷目標値〉

成果指標……事業で実施する事業活動の結果、もたらされる効果（成果）を図る指標を成果指標として記載します。

〈例1、指標名称：進捗率、指標数値：1,500千円、達成率：直接事業費実績値÷全体直接事業費〉

〈例2、指標名称：観光客数、指標数値：500人、達成率：指標数値実績値÷目標値〉

達成率分析……達成状況が未達成の場合は、未達成の原因分析、課題や改善等を記載します。

達成の場合でもさらに課題が考えられる場合は必ず記載します。

Q10. 一次評価とは？

A10. ・評価の実施主体は、各担当課が実施する事業について、自ら評価し、自ら改善・見直し等を行うことを基本としており、各担当課が、評価表に記載された情報やデータをもとに、評価時点において、妥当性・効率性・有効性の観点から評価を行うものです。

・また、事業を取り巻く環境の変化に伴う見直し、前年度評価結果、決算委員会等での意見や指摘など、事業実施にあたって見直しを行った内容について記載します。

・事業方法等の検証や成果等の検証を踏まえ、課題解決のために事業の成果を今後どのように活かしていくのか記載します。

Q11. 二次評価とは？

A11. ・一次評価を各担当課で行い、二次評価は、総合性及び客観性を確保する観点から、町長、副町長、財政課長、まちづくり推進課長、総務課長、総合政策課長で構成する評価機関で評価・調整を行うものです。

・評価の視点として、

「総合計画との整合性や町民のニーズに照らして必要であるか」

「目的や目標を達成できているか」

「投入された資源（人・モノ・金）に対し、期待された効果が得られているか」

「もっと、効果的・効率的に進める手段はないか」 などです。

Q12. 町民の意見や要望がどのように反映されることになるのか？

A12 ・一次評価及び二次評価の「評価結果」を、公式ホームページや本庁・各支所で公表し、町民の皆様からご意見等をいただく仕組み（三次評価）を設けています。具体的には、約1ヶ月間ご意見等の募集期間を設け、いただいたご意見や要望などについては、施策等の反映について検討し、その結果を再公表することとしています。

Q13. 行政評価の結果はどのように活用・反映されるのか？

A13. ・行政評価の結果は、予算編成をはじめとして、総合計画に掲げる施策実施の今後の方向性等の検討などに活用し、反映することとしています。このうち、予算への反映については、事業担当課において、評価結果に基づき事業の改善・見直しを行い、その結果を予算要求に反映させています。